

2025年6月27日

大阪市長

横山 英幸殿

資格確認書の全加入者への交付と従来の健康保険証の復活を求める要望書

大阪府保険医協会

理事長 宇都宮健弘

大阪府歯科保険医協会

理事長 小澤 力

貴職におかれましては、府民の健康増進、医療・歯科医療の確保のために尽力しておられることに敬意を表します。

私たちは大阪府内の医師・歯科医師の保険医の団体として、保険医療の充実、府民の健康向上のための様々な活動に取り組んでいます。

2024年12月、マイナンバー関連法の改正により、従来の健康保険証の新規発行が停止されました。しかし、健康保険証機能のマイナンバーカードへの一本化は、取得が任意であったはずのマイナンバーカードの事実上の義務化を意味し、誰もがいつでも必要なときに医療を受けられるという、わが国の国民皆保険制度の理念と相容れないものです。

医療現場では、マイナ保険証による資格確認の際に、機器の故障・誤作動、ひもづけの誤り、情報登録の遅延などのトラブルが依然として多数報告されています。全国保険医団体連合会が2025年2～4月に実施した調査では、約9割の医療機関がオンライン資格確認に関して何らかのトラブルを経験していると回答しています。

こうした中、資格確認書が交付されなければ、マイナ保険証のみを所持する被保険者が適切に受診できず、命や健康を損なう懸念すらあります。すでに東京都世田谷区や渋谷区では、国民健康保険の全加入者に資格確認書を一律交付する措置を実施しています。さらに、6月6日の衆議院厚生労働委員会において、福岡資麿厚労大臣も「最後は自治体の判断」と明言し、自治体による一律交付を事実上容認しました。

国民皆保険制度の下、保険者の責任で自動交付されてきたのが従来の健康保険証です。マイナ保険証の強行により混乱をきたしている、資格確認の現場で今できる次善策が資格確認書の全交付であるものの、本来は従来の健康保険証が患者にとっても医療機関にとっても最善であることは明らかです。

よって、本自治体においても、すべての被保険者の受療権を保障する観点から、以下の事項を強く求めます。

記

- 一、国民健康保険の加入者全員に対し、資格確認書を自動交付すること。
- 一、政府に対し、国民皆保険制度を守るため、従来の健康保険証を復活させるよう求めること。

この件での問い合わせは下記までお願いします—
〒556-0021 大阪市浪速区幸町 2-2-20 清光ビル
大阪府歯科保険医協会・政策部 ()
TEL・06-6568-7731/FAX・06-6568-0564
Email: ()